第4期宮城県多文化共生社会推進計画 (中間案)

令和6年 月

宮 城 県

目 次

第 1 計画策定の考え万・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画策定の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 「住民施策」としての位置付け	
(2) 役割分担と連携	
(3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応	
3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 計画見直しの考え方······	
7 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップとの関係	
第2 基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 条例に定める基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2 基本方針	5
(1) 計画の基本方針	
(2) 基本的な考え方	
(3) 基本方針及び施策展開の考え方	
第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題	8
1 これまでの主な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 「意識の壁」の解消に向けた取組	_
(2) 「言葉の壁」の解消に向けた取組	
(3) 「生活の壁」の解消に向けた取組	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(5) 取組の総括	_
2 外国人県を取り巻く情勢の変化・・・・・・・・・・・・ 1	3
(1) 外国人県民数の推移	
(2) 在留外国人の状況	
(3) 地域の多文化共生関連団体の状況	
(4) 外国人県民を取り巻く情勢の変動	
3 外国人県民を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	20
(1) 日本人住民の外国人に対する無関心・理解不足	
(2) 外国人県民と地域がかかわる機会の不足	
(3) 外国人県民の多国籍化・多言語化	
(4) 日本語教育に対するニーズの多様化	
(5) 外国人県民の生活相談の多様化	
(6) 外国人材を取り巻く状況の変化	
第4 施策の方向性と事業の取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	7
1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供・・・・・・・・・・・ 3	
4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上・・・・・・・・・・・3	
5 ライフステージに応じた相談体制・生活支援の体制強化・・・・・・・・・3	
6 就労支援の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	
7 各施策の評価指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	1
第5 計画推進のために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	13
1 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:3
2 関係機関等の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:3
(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担	
(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化	
3 推進体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.5
用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
/ LIDE DALEY L	τU

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

宮城県では、多文化共生社会の形成を推進するため、基本理念を明確にするとともに、さらに広く県民に共通の認識に立ってもらうことを目的とし、平成19年(2007年)7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」(以下「条例」とします。)を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年(2009年)3月に「宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第1期計画」とします。)を策定しました。その後、平成26年(2014年)3月に「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第2期計画」とします。)を、平成31年(2019年)3月に「第3期宮城県多文化共生社会推進計画」(以下「第2期計画」とします。)を策定し、これまで15年にわたり県、市町村、地域国際化協会、民間団体等が相互に連携を図り、多文化共生社会の形成の推進に関し施策を進めてきました。

第1期計画策定時に、約16,000人だった県内の在留外国人は、平成23年(2011年)3 月に発生した東日本大震災の影響により一時的に減少したものの、その後も増加を続け、新たな在留資格「特定技能」が創設された令和元年末には約24,000人にまで増加しました。その後、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、約21,000人まで減少しましたが、令和4年末には再び増加に転じ、過去最高の24,568人となりました。

一方、県内では少子高齢化が進み、平成12年(2000年)に236万人に達した後、直近の令和4年(2022年)には227万人と減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所は、2070年に本県の人口は8,700万人に減少し、このうち約1割を外国人が占めるとの人口推計を公表していることから、今後本県においてもより一層外国人の増加が見込まれ外国人との共生を図っていく必要があります。

このような中で、国レベルにおいては、令和4年11月に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催が決定され、令和5年(2023年)11月に最終報告書のたたき台が作成されました。現在も引き続き制度の見直しに係る検討が行われていますが、今後も外国人を適正に受け入れる方向で議論が進められており、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていくことが求められています。

本県の状況に目を転じると、令和5年(2023年)9月には東北大学が国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が見込まれる国際卓越大学の認定候補となったほか、同年11月には県内に外資企業の大規模製造工場立地が決定しました。このような動きより、これまでとは次元の異なる数の諸外国の高度人材が研究

活動や企業活動のために県内に転入することとなる予定です。このように本県における 社会経済情勢が大きく変化していく中で高度人材との共生に加えて、留学生が県内で就 職や研究によって引き続き活躍できるような体制を整備する必要性も高まっています。

加えて、少子高齢化により県内の労働力人口の減少が顕著になっており県内の人材不足が喫緊の課題になっています。特に介護・建設・水産加工業等の分野においては、この傾向が歴然となっており、わが県の産業基盤を支える労働者の確保が切迫した課題となっています。このことから県では、令和5年(2023年)3月にベトナム政府とさらに、同年7月にインドネシア政府と外国人材の供給に関する覚書を締結しました。これらの締結により、両国から外国人材を優先的に供給してもらえる制度が確立したことで、今後、上記のような分野における外国人材のさらなる流入が確実視されているところです。

このように、官民挙げて外国人を呼び込む政策を実施する予定であることから、本計画実施期間である5年間においては、あらゆる職種における外国人材が県内で活躍することが見込まれます。したがって、本計画はこれまでよりも、「攻め」の多文化共生が求められるところです。

あわせて、県の在留外国人の内訳を国籍別にみるとこれまでは中国が最も多く、次いで韓国・朝鮮が多い状況が続いていましたが、平成30年(2018年)末にはじめてベトナムが韓国・朝鮮を抜いて、県内で2番目に多くなりました。その他にも、5年前の平成30年(2018年)末と比較して令和4年(2022年)末には、ネパールが約1.9倍、インドネシアが約1.4倍となっており、東南アジアの増加が著しい状況です。このように、在留外国人の多国籍化も進んでいることも近年の傾向といえます。

本計画は、こうした外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第3期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関し施策(以下「多文化共生施策」とします。)を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。

2 計画策定の視点

これまでの取組内容等を踏まえ、以下の視点で計画を策定します。

(1)「住民施策」としての位置付け

地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」と並び、地域の国際化を進める ための柱とされています。「国際交流」「国際協力」は海外の国・地域やそこに暮らす 外国人が対象となるのに対し、「多文化共生」は地域の構成員として共に暮らす外国人 住民が対象となるという特徴があります。

そのため、多文化共生施策は地域国際化の施策であるとともに、住民施策の一環で

あるという視点が求められます。

(2)役割分担と連携

多文化共生社会の実現のために推進すべき取組は、地域における様々な分野に関わります。そのため、各分野で県民、地域国際化協会、関係団体、学校、事業者、行政などが連携を図り、主体性を持ちながらそれぞれの役割を担うことが必要です。

(3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応

県内の外国人県民の数は、<u>新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したものの、その後は増加を続けていますが、</u>国の動向等もあり今後更なる増加が見込まれることや国籍の多様化が顕著になっており、こうした外国人県民を取り巻く<u>変化や課題に、柔軟に対応しながら誰もが暮らしやすい環境整備を進めていく必要があります。あわせて、人材不足という観点から、多様な主体による地域の活性化を図るとともに、人材面での確保をより強固にすることで、持続可能な産業基盤を確立していくという視点も重要となってきています。</u>

3 計画の性格

宮城県は、本計画を条例第7条に基づく「多文化共生社会推進計画」として位置付けます。また、「新・宮城の将来ビジョン」(令和2年(2020年)12月策定)の政策推進の基本方向 3 "誰もが安心していきいきと暮らせる地域社会づくり"に基づく個別計画、総務省が平成18年(2006年)3月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化共生推進プラン」、日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第48号)第11条に基づく「地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針」として位置付けます。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、<u>令和6年(2024年)度から令和10年(2028年)度までの5年</u>間とします。計画期間中に状況に著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 計画見直しの考え方

本計画の策定に当たっては、第<u>3</u>期計画の期間において実施した事業の成果等を検証するとともに、外国人県民を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本県の多文化共生に関し課題を明確にしました。

その上で、条例に定める基本理念を継承し、必要な見直しを行ったものです。

6 持続可能な開発目標(SDGs) との関係

平成 27 年 (2015 年) に国際連合で採択された持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) は令和 12 年 (2030 年) を目標年度とし、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本県の多文化共生施策を推進するに当たって、SDGs が目指す持続可能性は重要な要素であり、国内および国家間の格差是正をテーマとする目標 10「人や国の不平等をなくそう」をはじめとした SDGs の視点を踏まえた取組を進めていく必要があります。

7 外国人との共生社会の実現に向けたロードマップとの関係

令和4年(2022年)6月に国が目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すものとして、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定されました。ロードマップでは、4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等が具体的に示されています。

本県の多文化共生施策を推進するに当たって、ロードマップで掲げる重点項目「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化」「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」「共生社会の基盤整備に向けた取組」に対して本県の状況を踏まえた施策を実施します。

第2 基本理念と基本方針

1 条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」 国籍、民族等の違いにかかわらない県民の人権の尊重と社会参画

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、 地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、 すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目 指します。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

2 基本方針

(1)計画の基本方針

多様な主体が活躍する地域づくり

- 意識の壁の解消 -

誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり

- 言葉の壁の解消、生活の壁の解消 -

本計画においては、「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つの壁の解消を目指す第3期計画の基本方針を踏襲し、「多様な主体が活躍する地域づくり」と「誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり」を新たに基本方針として掲げ、引き続き「意識の壁」「言葉の壁」「生活の壁」の3つの壁の解消に向けて多文化共生施策の推進に取り組みます。

(2)基本的な考え方

多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、 誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気のある地域づくりを支える。

今後、更に進展する在留外国人の増加や多国籍化の状況下では、地域住民と外国人 県民が相互の文化的背景等の違いを認め、お互いが歩み寄り同じ地域で生活していき ながら、多様性を織り込んだ新たな地域文化を育んでいくことが求められます。あわ せて、国籍や民族を問わず誰もが安心して暮らすことのできる環境を整備することに より、誰もが主体的に活躍する活気ある宮城の実現に繋がります。このことから、県 は住民や各関係機関とともに多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとと もに、誰もが暮らしやすい環境整備を進めることを通じて、住民による活気のある地 域づくりを支えることを基本的な考え方として、各施策を設定します。

(3) 基本方針及び基本的な考え方に基づく施策展開の考え方

「第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題」に示す各現状における「日本人県民に対する一層の理解促進の必要性」、「外国人県民と地域が関わる機会のさらなる充実」については「意識の壁」、「外国人県民の多国籍化・多言語化」、「日本語教育に対するニーズの多様化」については「言葉の壁」、「外国人県民の生活相談の多様化」、「外国人材を取り巻く状況の変化」については「生活の壁」に対応します。

「意識の壁」については"互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重する"と

<u>いう多文化共生の理念を普及・啓発することにより解消を目指します。お互いが歩み寄り同じ地域で生活することによって、</u>地域住民による地域コミュニティの形成が促進されるとともに、外国人県民を含めた<u>多様な主体が活躍する地域づくり</u>が可能となります。

<u>やさしい日本語のほか、言語翻訳機も含めた多言語対応や日本語学習支援により「言葉の壁」の解消を目指します。これらにより、</u>外国人県民が必要な情報を入手することが可能となり、生活の安全安心が守られるとともに、地域への適応力が向上します。 相談窓口を起点として、関係部署、関係機関、事業者とが密に連携をとることにより「生活の壁」の解消を目指します。 外国人県民とその家族に対する相談体制や生活支援が強化され、外国人県民が地域や職場で能力を発揮することが期待されます。

多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となります。行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会(以下「県国際化協会」とします。)や市町村国際交流協会、NPO等の団体が、健康、労務、家庭生活といった専門性が問われる分野については医療機関や弁護士などの専門家が担うことが望ましい形といえます。さらに、地域住民にとって身近な存在である民生委員や外国人材を雇用する事業者からの協力も欠かせません。また、外国人自身も社会の構成員として地域を支える役割を担うという姿勢も重要です。外国人が地域行事や防災訓練に参加することで、健全なコミュニティ形成の一翼を担うほか、高度人材と学術・文化的交流を通じて、彼らの持つ専門性と市民性を連携させたグローカルな視点から地域課題の解決に貢献していくといったことも期待されます。

このように多様な関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うためには、各地域や対象の実情を踏まえ、行政機関、県国際化協会、市町村国際化協会、NPO、各専門家、民生委員、事業者、外国人を含む県民といった多文化共生施策の担い手が相互に連携・補完して、各種施策を実施することが必要です。既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域、団体にあっては、他地域に取組を展開する等、各団体とのネットワークを構築することにより全県的な多文化共生社会の推進に努めます。

条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」 国籍、民族等の違いにかかわらない県民の人権の尊重と社会参画

基本方針

多様な主体が活躍する地域づくり - 意識の壁の解消 -

誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくり - 言葉の壁の解消、生活の壁の解消 -

基本的な考え方

多様性を織り込んだ新たな地域文化の醸成を目指すとともに、 誰もが暮らしやすい環境整備を進め、活気のある地域づくりを支える。

施策の方向性

意識の壁の解消

- 1 多様性を理解・尊重 する共通認識の醸成
- 2 多様性を活かした 地域の活性化

言葉の壁の解消

- 3 活用可能な情報収集 の支援及び多言語に 対応した情報の提供
- 多様な学習支援に よる地域社会への 適応力向上

生活の壁の解消

- ライフステージに応じた生活支援の体制強化
- 6 就労支援の促進

第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題

1 これまでの主な取組

平成31年(2019年)3月に策定した第3期計画においては、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」、「外国人県民の自立と社会活動参加の促進」を基本方針として、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」を解消するための取組を行ってきました。

(1)「意識の壁」の解消に向けた取組

① 地域社会への更なる理念啓発

地域や職場、学校など様々な場面で、多文化共生社会の理念への理解を深めるための 啓発事業を実施しました。また、保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関と の連携を強化するとともに情報共有を図りました。

【主な具体的取組】

- ・ 多文化共生シンポジウムの開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営、市町 村職員等研修会の開催、啓発ツールの作成・配布
- ・ 国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援、情報発信(広報誌、ウェブサイト、SNS等)等[県国際化協会]

② 地域と外国人県民との連携強化

<u>地域と外国人県民が連携を図るために、外国人県民に対して地域のイベントや日本</u> 語講座等への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設けました。

【主な具体的取組】

- ・ <u>地域のイベントや日本語講座への</u>参加促進、防災ハンドブックの作成・配布、技能実習生との共生の地域づくり推進事業等[県]
- ・ <u>防災をテーマとした研修及び交流会の実施、市町村が行う地域住民との交流地域活</u> 動への協力[県国際化協会]

(2)「言葉の壁」の解消に向けた取組

① 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

生活上必要な行政情報について、多言語・やさしい日本語により提供するとともに、 通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行いました。 また、新型コロナウイルス感染症流行時においては、外国人県民の安全安心を確保す るため、新型コロナウイルス感染症に係る健康相談窓口の多言語対応や予防接種等の 情報についてウェブサイトを通じて多言語で発信しました。

<u>市町村においては、公式ウェブサイトに翻訳機能を実装するほか、ごみの分別パン</u>フレットや母子手帳といった生活に欠かせない情報について多言語対応が進みました。

【主な具体的取組】

- ・ 災害時通訳ボランティアの整備(県国際化協会への委託事業)、多言語支援ツールの作成(防災ハンドブック)、<u>多言語による新型コロナウイルス感染症に係る情報</u> 提供、やさしい日本語研修の実施「県]
- · 多言語生活情報の提供等[市町村]
- ・ 多言語情報紙、生活ガイドブックの作成・発行、SNSによる情報発信、外国人 支援通訳サポーター紹介・育成等[県国際化協会]

② 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

<u>外国人県民が日本語を習得することによる生活適応力の向上並びに日本語学習を通じた日本人県民との交流や文化面での学びに資するため、外国人県民が日本語を学習</u>する機会の創出に努めました。

また、小・中学校における日本語指導においては、学校現場にアドバイザーやサポーターの紹介や、オンラインでの課外学習支援等を実施したほか、児童・生徒の保護者との面談に通訳派遣を行うなど保護者への支援も行いました。

【主な具体的取組】

- ・ 日本語講座の開設等[市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPO]
- ・ 新規日本語講座の開設支援、日本語学習支援ボランティア育成、オンライン活用 による日本語学習支援の試行[県、市町村、県国際化協会]
- · 多国籍児童生徒支援等「県、県国際化協会、NPO]
- 日本語指導非常勤講師の配置、日本語指導補助者の配置等「県、市町村」
- ・ 国際交流ライブラリーの整備、漢字学習用教科書の発行と配布、ニューカマーの ための生活適応支援プログラム、日本語教育支援者の能力向上等「県国際化協会」

(3)「生活の壁」の解消に向けた取組

① 相談体制・生活支援の体制強化

外国人県民やその家族が抱える生活の悩みを相談するための相談事業等を実施する とともに、状況に応じて弁護士会や行政書士会と連携し、より専門的な相談窓口への 紹介を行いました。特に、新型コロナウイルス感染症に係る健康相談については、「受 診・相談センター」「副反応相談センター」で多言語対応を実施し外国人県民の不安の 払しょくに努めました。

【主な具体的取組】

- ・ みやぎ外国人相談センターの設置(県国際化協会への委託事業)、<u>新型コロナウイルス感染症「受診・相談センター」「副反応相談センター」の多言語コールセンター</u> 一設置「県
- ・ 外国人相談対応体制の整備等[市町村]
- 弁護士会・行政書士会との連携、相談員等向け研修会の実施[県国際化協会]

② 就労支援の促進

県内企業における外国人材受入のための整備を総合的に支援するため、企業相談窓口の設置、合同企業説明会等を実施するとともに、技能実習生の県内定着や在留資格の転換に向けた支援を実施し外国人材の定着を促進しました。

【主な具体的取組】

・ 外国人材マッチング支援事業、外国人材高度化転換支援事業、外国人労働者等の 受入体制のあり方に係る有識者会議開催等[県]

③ 文化・習慣等の相互理解の促進

外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解するために、交流会等を 開催し、両者が地域でお互いを尊重して暮らすための環境づくりに努めました。

【主な具体的取組】

- ・ 技能実習生との共生の地域づくり推進事業等[県]
- ・ 技能実習生と地域住民との関係づくりの促進、みやぎのふるさとふれあい事業、ホストファミリーの登録と紹介等[県国際化協会]

(4)新たな課題の整理

① 外国人県民との共生に向けた課題検討

効果的な多文化共生施策を検討していくため、知事が様々な分野で活躍する外国人 県民から直接意見を聞く機会を設けました。

(5) 取組の総括

① 行政の取組

県においては、市町村及び県国際化協会との連携によるシンポジウムや研修会を開催し、全県的な基本理念の啓発・情報提供を推進しました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う健康不安に寄り添うために多言語・やさしい日本語による情報発信や相談体制の整備に努めました。

市町村においては、生活情報の発信について多言語対応を進めるとともに、地域 の実情に合わせた取組を実施しました。

② 県国際化協会、市町村国際交流協会、NPOの取組

県国際化協会は、地域日本語講座の立ち上げ支援や日本語学習支援者の育成等、専門的な立場から地域の多文化共生を推進しました。また、市町村国際交流協会やNP Oなどは、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流イベント等の人が集まる場の創出は限定的となりましたが、外国人児童の学習支援など地域に根差した取組を実施しました。

第3期計画策定時には想定されなかった新型コロナウイルス感染症の影響により、交流イベント等の実施は計画どおりには進みませんでした。しかし、各関係機関等との連携・協働により、新型コロナウイルス感染症による不安払しょくに向けた取組を積極的に実施しました。不測の事態における情報提供の重要性が明らかになり、多文化共生社会の形成を更に推進していく必要性を関係者が実感することになりました。

<u>そうした状況の中で、必要な取組を実施した結果、多文化共生社会の理念については、</u> 普及が進んだものと考えられます。

第3期計画の取組に関し項目ごとの総括については、次のとおりです。

① 「意識の壁」の解消のための取組

県は、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発グッズの作成及び配布を通じて、広く県民に多文化共生の理念啓発を行いました。また、県国際化協会や市町村国際交流協会は外国人県民の地域イベントへの参加を促す等、地域住民同士の交流を推進しました。

これらの取組により、多文化共生の理念は一定程度浸透したと考えられるものの、 令和4年(2022年)度に県が日本人及び外国人県民を対象に実施したアンケート(以下、「県民アンケート」という。)では日本人県民の35.0%が多文化共生という言葉を「知らない」と回答、また市町村の多文化共生担当部署からは地域住民における多文化共生の理念啓発がまだ十分ではないとの声が聞かれることから、多文化共生の理念啓発を引き続き行う必要があります。

② 「言葉の壁」の解消のための取組

<u>県においては、新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を多言語・やさしい日本</u> 語で実施しました。 市町村においては、公式ウェブサイトへの翻訳機能の実装等により、県内 35 市町村 すべてが生活情報の多言語による提供を実施するに至りました。ただし、多言語化し ている情報の内容には差異があり、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の 経験から、健康・防災に関する情報の多言語化がより一層求められます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や主催者の高齢化等により終了した日本語講座がある一方、地域日本語講座の立ち上げ支援により、外国人県民が日本語を学習できる地域が広がりました。今後も、ICT等を活用し学習者のニーズに合わせた日本語学習支援を推進する必要があります。

③ 「生活の壁」の解消のための取組

みやぎ外国人相談センターについては、周知による活用が進み、相談件数は増加傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大時における保健福祉部との連携等の経験から、相談内容に応じてより専門的な部署や関係機関に引き継ぐために、関係機関との一層の連携強化が求められます。

また、増加する外国人材に対して、県内企業へのマッチング支援をはじめとする県内定着に向けた取組を実施しました。今後さらに外国人材の増加が見込まれることから、就労支援と並行して生活環境を整備する必要があります。

2 外国人県民を取り巻く社会情勢の変化

(1) 外国人県民数の推移

日本における在留外国人の数は、在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度に 基づき、各市町村へ住民登録を行っている中長期在留者及び特別永住者の数によって 把握できます。

全国の在留外国人数は、<u>令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る水際措置等の影響により一時落ち込んだものの、令和4年(2022年)末で307万5,213人と過去最高になりました。これは、全国の推計人口1億2,475万人(令和5年(2023年)1月1日現在)の約2.47%に当たります。</u>

県内の在留外国人数は、令和4年(2022年)末現在で24,568人となっており、県推計人口2,275,594人(令和5年(2023年)1月1日現在)に占める割合は1.08%となっています。在留外国人数の推移を見ると、平成10年(1998年)末では11,103人でしたが、平成15年(2003年)末では16,608人になりました。その後はこの平成15年(2003年)をピークに16,000人台で推移していましたが、平成23年(2011年)3月に東日本大震災が発生し、留学生や技能実習生が減少したことにより平成23年(2011年)末では13,973人と落ち込みました。その後、令和元年(2019年)まで増加し続けていましたが、令和2年(2020年)から3年(2021年)にかけては新型コロナウイルス感染症の影響により一時落ち込みました。令和4年(2020年)以降は、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置により再び増加に転じ令和4年(2022年)末では24,568人となり過去最高を更新しました。



出典:法務省「在留外国人統計」

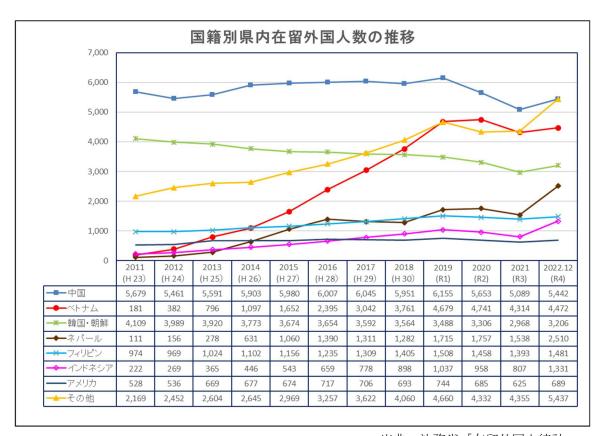
※2011 (H23) 年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数

(2) 在留外国人の状況

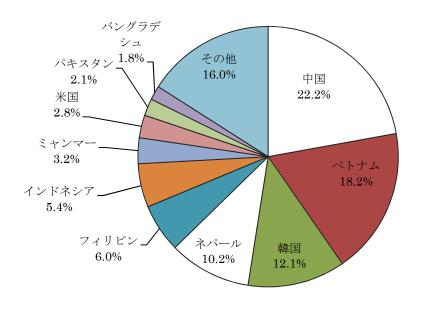
1 国籍別

県内の在留外国人を国籍別に見ると、次のような状況となっています。

- ・ <u>かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成12年(2000年)以降は中国籍が最多</u>となっています。
- ・ <u>平成12年(2000年)以降、二番目に多い国籍は、韓国・朝鮮籍でしたが、平成30</u>年(2018年)にベトナム籍が韓国・朝鮮籍を抜き二番目に多い国籍となりました。
- 平成23年(2011年)以降、増加を続けていたベトナム籍は、令和元年(2019年)
 以降は、伸び率が鈍化し横ばい傾向となっています。
- ・ <u>平成30年(2018年)以降、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的な落ち込みは見られるもののネパール籍、インドネシア籍の増加が顕著になっています。</u>
- ・ <u>従前より割合の多かった中国籍、韓国・朝鮮籍、東南アジア籍、アメリカ籍以外</u> の国籍も年々増加しており、多国籍化が進んでいます。



出典:法務省「在留外国人統計」



出典:法務省「在留外国人統計」

② 在留資格別

県内の在留外国人を在留資格別に見ると、次のような状況となっています。

- ・ 平成14年(2002年)までは、特別永住者が最も多くなっていましたが、その後、 永住者が大きく増加しました。平成17年(2005年)には永住者が最も多くなりま したが、これは日本人の配偶者等からの在留資格の変更等によるものと推測され ます。
- 近年、留学と技能実習の増加が大きく、留学については令和元年(2019年)に永住者を上回り、最も多い在留資格となりました。その後、新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少したものの、令和4年(2022年)には再び増加に転じています。技能実習についても平成30年(2018年)まで、一貫して増加していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年(2020年)に一時減少しました。その後、令和4年(2022年)には、再び増加しています。
- ・ <u>令和元年(2019年)に新たな在留資格「特定技能」が創設されました。新型コロナウイルス感染症の影響により伸び率が鈍かったものの、令和3年(2021年)から令和4年(2022年)にかけて2.7倍と増加が顕著となっています。</u>



出典:法務省「在留外国人統計」

③ 宮城県の特徴

県内の在留外国人の特徴は、次のような点となっています。

- 全ての市町村に外国人が居住しています。
- ・ <u>仙台市内の大学、日本語学校等に入学している留学生が多く、全在留資格のうち</u> <u>留学の在留資格の割合は、全国の9.8%に対して、宮城県は22.7%と2倍以上の割合となっています。</u>
- ・ <u>地域の分布では、県内在留外国人の約6割に当たる15,033人が仙台市内に居住しています。残り4割に当たる9,535人がその他の市町村に点在して居住しています。</u>
- ・ <u>石巻市や大崎市といった人口規模の大きい市町村においては、在留外国人数も多い</u>傾向にあります。気仙沼市や塩竈市といった沿岸部の市町村は、水産加工業で 技能実習生の受入れにより、東南アジア籍の在留外国人が多くなっています。
- ・ <u>また、内陸部の人口規模の小さい市町村において在留外国人数は数十名程度となっている自治体もあり、地域により状況が大きく異なります。</u>
- ・ <u>日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)によると、2015年から2045年</u> の30年間で、県人口が52.5万人減少する見込みです。
- ・ 少子高齢化に伴う生産人口減少を見据えて、2023年にベトナム及びインドネシア

<u>と人材受け入れに関する覚書を締結しました。県では、覚書に基づき主に両国を</u> 中心として外国人材をより多く県内に積極的に受け入れることとしています。

在留資格別の構成(宮城県/全国)

	在留資格	宮城県		全国	
1	留学	5, 588	22. 7%	300, 638	9.8%
2	永住者	5, 526	22.5%	863, 936	28.1%
3	技能実習	3,835	15.6%	324, 940	10.6%
4	特別永住者	1,643	6.7%	288, 980	9.4%
5	技術・人文知識・国際業務	1,631	6.6%	311, 961	10.1%
6	家族滞在	1,536	6.3%	227, 857	7.4%
7	特定技能	1,341	3.9%	130, 923	4.3%
8	日本人の配偶者等	963	5.5%	144, 993	4.7%
9	特定活動	584	2.4%	83, 380	2.7%
10	定住者	403	1.6%	206, 938	6.7%
_	その他	1,518	6.2%	190, 667	6.2%
	計	24, 568	100.0%	3, 075, 213	100.0%

出典:法務省「在留外国人統計」

在留外国人数 市町村・国籍別

	市	区町村		総数	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	ブラジル	ネパールイ	ンドネシア	米国	台湾	タイ	その他
宮城	県仙	台	市	15,033	3,948	1,987	1,848	562	69	2,299	370	454	290	217	2,989
		仙台市青	葉 区	7,191	2,112	685	732	175	28	1,098	199	178	142	116	1,726
		仙台市宮城	野区	2,358	686	406	313	128	7	338	38	48	39	45	310
		仙台市若	林区	1,590	309	301	171	56	2	394	41	29	29	11	247
		仙台市太日	白 区	2,194	551	182	363	100	8	407	60	40	26	15	442
		仙台市身	1 区	1,700	290	413	269	103	24	62	32	159	54	30	264
	石	巻	市	1,461	180	403	94	141	9	14	256	46	10	43	265
	塩	竈	市	576	84	196	51	17	5	11	57	18	2	3	132
	気	仙 沼	市	637	74	103	12	87	2	12	207	15	7	12	106
	白	石	市	262	39	57	33	24	0	7	4	5	2	2	89
	名	取	市	468	110	91	70	34	8	33	22	12	4	14	70_
	角	田	市	252	87	61	29	36	1	0	15	2	0	6	15
	多	賀 城	市	415	51	113	82	21	3	26	19	8	7	9	76
	岩	沼	市	473	57	210	30	68	6	35	5	4	6	7	45_
	登	米	市	387	96	62	49	59	1	5	45	9	0	3	58_
	栗	原	市	574	64	271	68	30	7	19	19	10	2	6	78
	東	松島	市	142	23	29	23	29	0	0	4	9	1	7	17
	大	崎	市	847	198	103	195	96	4	11	51	9	29	9	142
	富	谷	市	239	47	61	55	5	2	1	3	10	7	9	39_
	ΙK	田	郡	141	19	31	16	12	1	7	28	3	0	2	22
		蔵王	田丁	101	5	19	13	12	0	3	26	2	0	1	20
	abbr	七ヶ宿	町	40	14	12	3	0	1	4	2	1	0	1	2
	柴	H	郡	500	92	92	71	48	1	9	67	14	6	21	79
		大河原	H)	142	19	10	16	19	0	1	43	7 2	1	4	22
		村 田 柴 田	町	52 179	3 61	1 16	7 34	6 16	0	0 5	10 3	3	0 5	10 6	13 30
		川崎	町	127	9	65	14	7	1	3	11	2	0	1	14_
	伊	具	郡	169	20	62	14	20	7	2	6	6	12	5	15
	ľ	丸 森	田丁	169	20	62	14	20	7	2	6	6	12	5	15
	亘	理	郡	275	59	48	26	44	4	1	12	12	1	6	62
		亘 理	田丁	181	50	21	17	24	4	1	12	5	0	3	44
		山 元	田丁	94	9	27	9	20	0	0	0	7	1	3	18_
	宮	城	郡	318	35	39	50	43	2	8	9	22	9	9	92
		松 島	囲了	85	7	9	10	7	0	3	7	2	5	2	33
		七ヶ浜	囲了	103	10	14	17	12	1	1	1	17	1	1	28
		利 府	ĦŢ	130	18	16	23	24	1	4	1	3	3	6	31_
	黒	Л	郡	624	23	140	72	39	92	1	68	2	0	5	182
		大 和	町	429	17	85	51	17	92	1	62	1	0	4	99
		大 郷	田丁	134	6	37	6	21	0	0	0	1	0	1	62
		大 衡	村	61	0	18	15	1	0	0	6	0	0	0	21
	加	美	郡	232	28	91	38	26	1	2	23	6	4	2	11
		色 麻	町	32	6	1	8	8	0	0	5	1	0	2	1
		加美	町	200	22	90	30	18	1	2	18	5	4	0	10
	遠	Ħ	郡	140	31	17	36	20	0	7	5	6	1	1	16
		涌 谷	町	52	10	8	17	8	0	0	1	2	0	0	6
	-	美 里	町	88	21	9	19	12	0	7	4	4	1	1	10
	牡	鹿	郡	217	25	136	5	9	1	0	33	1	0	2	5
	Ŀ	女 川	H)	217	25	136	5	9	1	0	33	11	0	2	5
	本	吉	郡	186	52	69	9	11	0	0	3	6	11	0	25
合		南三陸	計	186 24,568	52 5,442	69 4,472	2,976	1,481	226	2,510	1,331	6 689	11 411	400	4,630
_			~'	,	,	,	,	,		,	,				/

出典:法務省「在留外国人統計」

(3) 地域の多文化共生関連団体の状況

地域における外国人県民の支援等に関わる多文化共生関連団体の設置(設立)状況を見ると、国際交流協会は21市町に26団体が設立されています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年以降は国際交流等の活動は停滞していることや会員の高齢化等、地域の国際交流協会の運営について課題が見られるところもあります。

(4) 外国人県民を取り巻く情勢の変動

平成30年(2018年)に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的として、在留資格「特定技能」が創設されました。また、令和4年(2022年)から技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議が開催され、会議において外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、報告書を関係閣僚会議に対して提出することとなっています。その報告書を基に、新たな制度が整備されることになっておりますが、人材の確保と育成を目的とする新制度「育成就労」の創設により、産業の担い手としての外国人材がより一層増加する見込みです。

また、令和元年(2019年)には、「日本語教育の推進に関する法律」が公布及び施行されました。この法律に基づき、地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努めることとされました。

国においても、令和2年(2020年)に「地域における多文化共生推進プラン」(総務省)が近年の社会情勢の変化を踏まえて改訂され改めて地方公共団体において多文化共生施策を推進する意義が示されました。 その中には、災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制整備の推進等が掲げられており、当県としても気象災害の激甚化に対応した迅速な情報提供が求められています。 その他、関係閣僚会議において令和4年(2022年)に「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が、令和5年(2023年)に「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が策定されるなど、国や関係機関が外国人材の受入れ・共生に関して目指すべき方向性や取り組むべき具体的方策が示されました。

県内の状況においては、次世代放射光施設(ナノテラス)を代表する研究施設の設置等により、高度かつ専門性が求められる産業の発展が目覚ましくなっています。諸外国の高度人材が研究活動や企業活動のために県内に居住することが見込まれます。 このように、外国人県民を取り巻く情勢は大きく変化しており、状況の変化に応じた多文化共生施策の推進が求められています。

3 外国人県民を取り巻く現状と課題

(1)日本人県民に対する一層の理解促進の必要性

【現 状】

多文化共生社会を実現するためには、地域を構成する県民一人一人がその理念を理解することが必要です。県では、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NP O等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発グッズの作成・配布など県民に対して様々な啓発事業を行うなど、広く多文化共生の理念啓発を図ってきました。

第1期計画策定から <u>15 年以上</u>が経過し、多文化共生の理念については一定程度浸透したと考えられます。

一方、県民アンケートによると、日本人県民の外国人(外国籍または外国にルーツを持つ人)に対しての印象は、「どちらかといえば親しみを感じない」14.2%、「親しみを感じない」6.6%、「どちらともいえない」35.2%と合わせて56.0%となり半数を超えています。また、多文化共生という言葉の認知度について、「言葉の意味も含めて知っている」31.1%となっています。『外国人だということでいやな経験やつらい思いをした(している)ことがあるか』という設問に対して、「時々ある」が29.8%と最も多く、「よくある」7.2%と合わせて37.0%となっています。

【課題】

こうした現状から、多様性を認め、個人の尊厳と人権を尊重するため、特に日本人 住民に対する意識啓発をより一層推進していく必要があります。そのためには、地域 住民に身近な存在である民生委員や事業者等に対して理念啓発を行い、キーパーソン として地域や従業員等へと多文化共生の理念を広めていただくことが期待されます。 また、外国人住民に対しても日本及び地域の慣習やルールを理解する機会を設けるこ とにより、慣習や文化の違いからくる日本人住民との摩擦を避けることが求められま す。

(2) 外国人県民と地域が関わる機会のさらなる充実

【現 状】

<u>外国人県民が地域社会に支えられるとともに、地域社会を支える構成員となるため</u> には、日常的に地域住民との交流を図るなど、顔の見える関係性を築くことが重要で す。

<u>外国人を対象とした県民アンケートの結果によれば、『地域で仲良くしている日本人</u>がいるか』という質問に対して、「まったくいない」「あいさつする程度の人しかいな

い」が46.0%となっており、地域住民との交流が希薄となっている傾向が見られます。 一方で、『あなたは今後、地域の日本人とどのような交流をしたいか』という質問に 対して、「地域の行事にもっと参加したい」38.8%、「いっしょにボランティア活動など の社会活動をしたい」31.2%となっており、外国人県民は地域コミュニティと繋がり を持ちたいと考えていることが分かりました。

【課 題】

<u>外国人県民が地域社会を支える構成員となるためには、日頃から地域における各種</u> <u>行事への参加を促すとともに、外国人県民が主体的にボランティア活動等を実施でき</u> る機会を設けることが求められます。

そのためには、地域住民や、外国人県民が就労している事業者と連携して、外国人県民と地域の繋がりを構築することが大切です。また、行政が住民参画の機会を設ける際に、外国人県民の人材活用を推進するという視点を持つことが求められており、外国人コミュニティリーダーをはじめとする外国人県民が社会の構成員として積極的に地域づくりや多文化共生の担い手として活躍することができるような支援が期待されます。

(3) 外国人県民の多国籍化・多言語化

【現 状】

外国人県民が地域住民としての義務・役割を果たし、各種公共サービスを活用する ためには、行政情報などの各種情報を一定程度正確に理解し、日本語の読み書きや会 話が必要となる場面が多くなります。

前述のとおり、近年は外国人県民の増加及び多国籍化が進み、母語とする言語も多岐にわたっていることから、住民一人ひとりに対して情報を母語に翻訳し提供することは極めて困難な状況です。また、災害時や緊急時などにおいては、重要な生活情報等が入手できず十分な支援が受けられなくなる恐れがあるなど、生命や安全に関わる場面で大きな困難に直面することも懸念されます。県民アンケートによると、『生活に必要な情報をどこから得ているか』という質問に対して、「スマートフォンを使用したインターネット」56.5%、「パソコンを使用したインターネット」37.7%となっています。また、外国人向け情報発信プラットフォームに求める情報や機能についての質問には、「防災(災害情報・避難情報)の情報サイト」が57.2%で最も多くなっています。併せて、医療機関の受診等、専門性が求められる場面では通訳ボランティア等による支援体制の整備が求められます。

また、東京都国際交流委員会が2018年に行った調査では、希望する情報発信言語と

して「やさしい日本語」を選んだ外国人が 76%で最も多くなっていることから、外国 人県民とのコミュニケーション手段や緊急時の一時対応として、やさしい日本語が有 効といえます。

【課題】

生活上必要な情報や災害時の情報については、自動翻訳技術の進歩やスマートフォンの普及を踏まえICT技術を活用した効率的な多言語対応を進めていく必要があります。また、やさしい日本語による提供が求められるとともに、通訳ボランティア等の活用の推進について一層の啓発が必要となります。特に、災害時等においては、外国人県民の安全安心を確保するため、即時に情報を提供するとともに、市町村間や県域を越えた連携を図ることも重要です。一方で、職員による多言語対応には限界があることから、より迅速かつ多くの情報を提供する手法を検討すること等を通してDXを推進し県民生活の利便性向上を図る必要があります。

多言語による生活情報の提供は、県内 35 市町村全てが何らかの形で取り組んでおり、第3期計画により推進が図られたところですが、生命にかかわる災害情報等についての多言語発信についてより一層推進していく必要があります。また、外国人住民と接する機会の多い保健福祉関連や戸籍住民票の窓口においては、行政職員がやさしい日本語を用いることが意思疎通に効果的であることから、行政職員に対するやさしい日本語の普及が求められます。

(4) 日本語教育に対するニーズの多様化

【現 状】

外国人県民は、大学や日本語学校等のほか、県内の国際交流協会やNPOなどが開催する日本語講座等で日本語を学習しています。県民アンケートによると、日本語の学習状況について「現在、学習している」41.4%、「現在は学習していないが、できれば学習したい」29.3%となっており、日本語学習に対するニーズが高いことが分かります。また、日本語を学習しない理由として「忙しくて勉強する時間がないから」47.5%、「近くに学べる場がないから」31.9%、「日本語教室や日本語学校の情報がないから」23.4%の順に多くなっています。このことから、平日は就労等により日本語講座に通えない、外国人県民が居住する地域で日本語講座が開設されていない又は日本語講座の情報が届いていないことが推測されます。

さらに、『どのように日本語を学んでいるか』という質問に対しては、「インターネットまたはオンラインなどで自分で勉強している」が67.4%と最も多くなっています。 また、県内の小・中学校には令和4年末時点で387名の外国籍の児童・生徒が在籍 しており、平成30年(2018年)末の225名と比較して1.72倍に増加しています。

【課題】

日本語講座は、外国人県民が日本語や日本の生活習慣等について学習する重要な機会であり、引き続き適切に確保していくことが求められています。そのためには、日本語講座の立上げ支援のほか、国際交流協会やNPOといった学習支援者の育成やスキルアップを支援していく必要があります。あわせて、受講生の利便性を高めるため日本語講座の開催時間を検討し、夕方や土日の開催とすること、日本語講座の開催地域を一層充実させることが求められます。

また、オンラインへの需要も高くなっていることや時間的地理的制約に配慮するため、インターネットを用いたオンラインによる日本語学習プログラム等の支援が必要です。

小・中学校における外国人児童・生徒の日本語指導においては、必要な条件や能力 を備えた講師の任用や指導補助者の配置等を充実させるとともに、状況に応じ、児童・ 生徒の保護者の支援についても配慮する必要があります。

(5) 外国人県民の生活相談の多様化

【現状】

県では県国際化協会に委託し、みやぎ外国人相談センターを設置しています。<u>相談</u>内容の内訳を見ると、「保健医療」「通訳・翻訳」といった内容に関する相談が最も多くなっていますが、相談内容は多様化しており、「日本語学習」「雇用・労働」「教育」「住宅」「出産・子育て」「社会保険・年金」といった幅広いライフステージに関わる内容の相談が年間 10~30 件ずつ寄せられています。県民アンケートによると、「外国語が通じる病院を利用したいが、どこにあるか分からない」「進路、進学について不安がある」といったことに困っていることや、行政施設を利用するときに「色々な書類をそろえるのが難しい」と感じていることが分かりました。一方で、日本人県民のみやぎ外国人相談センターの認知度は、「知らない」が87.8%となっており、相談センターの周知が十分ではない状況です。

【課題】

外国人県民の場合、在留資格や文化的背景等の違いから、問題が複雑化しやすい傾向があります。<u>また、今までは留学生や技能実習生といった比較的若い世代の外国人</u>県民が多く県内に居住していましたが、今後は県内で就労し長期間居住する外国人県民やその家族が増加し、県内で出産や子育てを行うことが予想されます。外国人県民

本人や外国人県民を迎えた地域住民・事業者が抱える悩みがより多様化・複雑化する ことに備える必要があります。それらの問題の相談先として、みやぎ外国人相談セン ターを設置していますが、これまで以上に住民に相談センターの情報について、更な る広報・周知を行う必要があります。

また、多様化・複雑化する問題に対応するため、一般的な窓口をみやぎ外国人相談センターといった行政の一元窓口とし、同センターを拠点として各分野の専門機関に繋げることが重要です。そのため、各行政機関、行政書士、弁護士会といった多様な機関と協力・連携し、包括的に外国人県民や彼らと関わる日本人県民を支援する体制を強化していくことが求められます。

前述の体制強化と合わせて、医療機関、保育施設、教育機関における外国人に対する受入体制を整備することにより外国人がみやぎで暮らし、長期的に活躍するための環境を整備していくことが必要です。

(6) 外国人材を取り巻く状況の変化

【現状】

県内の外国人労働者の数は、<u>令和4年(2022年)10月末で14,778人となり過去最高を記録するとともに、前年から10.2%増加し、</u>外国人労働者を雇用する事業所数も過去最高を記録しました。<u>在留資格では「技能実習生」「特定技能」のほかに、「留学生」の伸びが大きく、留学生のアルバイト等の資格外活動も増加しています。</u>

また、県内に外資企業の大規模製造工場立地が決定したことに伴い研究者や技術者として高度外国人材が宮城県に急速に転入してくる見込みです。これに加え、関連企業の集積も期待できることから、さらなる外資系企業を含む産業の集積が見込まれるところです。

さらに、東北大学においては、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化を もたらす研究成果の活用が見込まれる「国際卓越研究大学」の認定候補に選定されま した。これにより、東北大学は、研究環境の充実、優秀な人材の獲得を促し、知的価 値創造の好循環を形成するため、外国人研究者等、留学生の比率をそれぞれ30%増や すことしていることから、多くの高度人材が本県に流入することが期待されます。

また、わが県では、少子高齢化に伴い今後労働人口が急減することが見込まれており、JICAの推計では、これまでの県内総生産を維持していくためには、約3.3万人の外国人労働者が必要になると推計しています。このことから、県ではベトナム政府及びインドネシア政府と外国人材の供給に関する覚書を締結し、両国から外国人材を優先的に供給してもらえることとしていますが、特に人手不足が顕著な介護・建設・製造業に関する分野においては、「特定技能」等の外国人材のさらなる流入が確実視さ

れています。

加えて、県人口の減少が加速する中、幅広く人材を呼び込み、産業振興と国際化推進を目指すため、県内で公設日本語学校の開設が予定されています。公設日本語学校では、世界及び地域で活躍するグローバル人材の育成とともに地域との繋がりを活かした関係人口の創出、人材の循環を見据えていることから、同学校への留学生や学校を核とした外国人材の流入が期待できます。

【課題】

外国人県民に県内で就業し活躍いただくためには、外国人県民に対する就職に関する情報提供及び就業後の相談体制等を整える必要があります。そのためには、事業者の協力が不可欠であり、外国人材を雇用する県内企業に対しても多文化共生の理念普及とあわせて、外国人材雇用に関するノウハウの横展開等のサポートを充実させていくことが求められます。就労支援と並行して、外国人に選ばれるみやぎを目指すため、本県で就労する外国人材が安心して県内で暮らしていけるような環境を整えるとともに、外国人材が積極的に地域との交流を促進していくような地域づくりが重要です。 現在、社会経済状況の変化に伴い、地方が抱える課題も複雑化・多様化しており、これらの課題解決に当たっては日本人のみならず多様な主体による参画が今後ますます重要となってきます。県内で最先端技術や研究等に従事する高度外国人材には、県内での経済活動はもとより、その専門性を活かし、知識を地域と共有し、一緒に課題解決に当たることで地方の活性化や多文化の共生に寄与していただくことが期待されます。

国の動き等を注視しつつ、外国人材の受入れ体制の在り方や必要な支援ニーズの把握に努め、活気あるみやぎをともに支える構成員として協働していく姿勢が必要となります。

以上(1)~(6)による現状と課題から、次のとおり「施策の方向性」を設定します。

	現状	課題	施策の方向性
意識の壁	日本人県民に対 する一層の理解 促進の必要性	・多様性を認め、個人の尊厳と人権を尊重 するため、特に日本人住民に対する意識 啓発をより一層推進することが必要 ・地域住民に身近な存在である民生委員や 事業者等に対して理念啓発を行うことが 必要	多様性を理解・尊重 する共通認識の醸 成
壁	外国人県民と地 域が関わる機会 のさらなる充実	・日頃から地域における各種行事への参加 を促すとともに、外国人県民が主体的に ボランティア活動等を実施できる機会を 設けることが必要	多様性を活かした地域の活性化

		・外国人県民が社会の構成員として積極的	
		に地域づくりや多文化共生の担い手とし	
		て活躍することが求められる	
	外国人県民の多	・生活上必要な情報や災害時の情報につい	活用可能な情報収
	国籍化・多言語	て、多言語・やさしい日本語による提供が	集の支援及び多言
	化	必要	語に対応した情報
	<u>10</u>	・自動翻訳機等のICT活用により更に迅	の提供
		速かつ多くの情報を提供する手法を検討	
言		・DXを推進し、県民生活の利便性向上を	
言葉の壁		<u> </u>	
段	日本語教育に対	・日本語講座の開催時間の検討、日本語講	多様な学習支援に
	するニーズの多	座の開催地域を一層充実させることが必	よる地域社会への
	様化	要	適応力向上
		 ・インターネットを用いたオンラインによ	
	生活相談の多様	・みやぎ外国人相談センターの更なる広	ライフステージに
	化	報・周知が必要	応じた生活支援の
		・センターを拠点として各分野の専門機関	体制強化
		に繋げる一層の体制強化が必要	
		・外国人がみやぎで暮らし、長期的に活躍	
		するため、県内での暮らしやすさの整備	
生		<mark>が必要</mark>	
生活の壁	外国人材を取り	・外国人県民に対して就職に関しニーズに	就労支援の促進
壁	巻く状況の変化	合わせた情報提供が必要	
		・外国人雇用の促進に向け、事業者等に対	
		<u>する啓発が必要</u>	
		外国人に選ばれるみやぎを目指すため、	
		<u> 県内での暮らしやすさといった魅力発信</u>	
		<mark>が必要</mark>	
		・国の制度改正等を踏まえた対応が必要	

1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

多文化共生社会の確固たる基盤づくりには、<u>県民一人ひとりが多様性を理解・尊重する共通認識を持つことが重要です。各地域において、多様性を受容する気</u>風を醸成するために、特に外国人県民と接する機会の多い民生委員や事業者を対象とした理念啓発を強化します。多様性を理解・尊重する意識とあわせて、外国人とのコミュニケーション手段として有効なやさしい日本語を事業者や関係機関等の協力も新たに得ながら普及することにより、日本人県民と外国人県民とのコミュニケーションを活性化させ共通認識の浸透を図ります。

また、民生委員や事業者は外国人のみならず各地域の住民、従業員に対して意識啓発 を行う役割も期待されます。行政機関と民生委員、事業者が相互に連携することにより、 各地域で多文化共生の理念に基づく地域づくりを推進します。

これらの実施により、日本人県民と外国人県民がともに、多様性を認め、個人の尊厳 と人権を尊重しながら暮らすことができる「みやぎ」を実現します。

《具体的な取組内容及び役割分担》

(1)日本人県民に	向けた意識啓発
宮城県	○一般県民に対して、やさしい日本語を紹介する啓発グッズを包括
	連携協定を締結している企業等の協力により、広く頒布するほ
	か、県ホームページでもやさしい日本語の特性を広報することで
	多文化共生の理念の一層の啓発を行います。
	○民生委員等から一般県民への効率的な普及啓発を図るため、県社
	会福祉協議会等の関係団体と連携し、セミナー等の開催を通し
	て、多文化共生の理念ややさしい日本語の啓発を行います。
	○「宮城県民大学」や「みやぎ出前講座」を活用し、幅広い層に理
	<u>念啓発を実施します。</u>
	○食事、宗教等の風俗習慣や文化的背景等に配慮した地域づくりに
	<u>努めます。</u>
市町村	○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等に対し、多
	文化共生の理念に係る啓発を行います。
	○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等、地域住民

	の支援者と連携を図り、地域における多文化共生の理念に基づく
	地域づくりを推進します。
県国際化協会	
	 を活かし、県民に対し多文化共生の理念について啓発を行いま
	 す。
市町村国際交流協会・	○地域に根差した多文化共生施策の実践者の立場から、県民に対し
NPO	多文化共生の基本理念を啓発します。
事業者	○多文化共生の基本理念を理解し、従業員に対し多文化共生の基本
	理念を啓発します。
(2) 外国人県民に	対する日本及び地域の文化・慣習・制度等への理解促進
宮城県	○新規に来日した外国人を対象に研修等を実施する地域日本語学
	校や事業者等向けに、生活オリエンテーション動画等の最新のツ
	<u>ールを活用促進することで、地域のルール理解促進を図ります。</u>
	○各警察署等と連携し、交通ルール・防犯等に関するオリエンテー
	ションについて企業や各団体等へ周知し実施を支援することに
	より、外国人県民の安全な生活に必要な知識の普及を図ります。
市町村	○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等、地域住民
	の支援者と連携を図り、外国人県民に各地域の慣習やルールを理
	解する機会を設けます。
	○保健福祉、教育、共同参画、雇用等住民生活に関わる部署と連携
	し、外国人県民への生活ルールの理解促進を図ります。
県国際化協会	○生活オリエンテーション等、外国人県民が積極的に日本の慣習や
	ルールを理解するための機会を設けます。
	○国際交流支援事業等 これまでの活動実績や専門性、ノウハウなど
	を活かし、県民に対し多文化共生の理念について啓発を行う。
市町村国際交流協会・	○外国人県民が積極的に日本の慣習やルールを理解するための機
NPO	会を設けます。
事業者	○多文化共生の基本理念を理解し、従業員に対し多文化共生の基本
	理念を啓発します。
	○雇用や事業活動における差別的な取扱いの解消や外国人県民に
	配慮した取組、外国人県民の人材活用を推進します。
	○外国人材に対して、生活オリエンテーション等を実施し、生活ル

	<u>ー</u> ルの理解促進を図ります。
(3)外国人材雇用:	企業や関係団体に向けた人権教育・多文化共生理念啓発
宮城県	○関係団体から各事業者への普及啓発を図るため、中小企業団体中
	央会、商工会議所といった事業者組織 と連携し、各業界の事業者
	<u>に対し、多文化共生の理念及びやさしい日本語等について普及を</u>
	<u>行います。</u>
	○国、弁護士会、責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム
	(JP-MIRAI) 等関連機関と連携し、事業者を対象として、従業員
	に対する多文化共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。
市町村	○事業主と連携し、従業員として働く県民に対して多文化共生、人
	権の尊重に関し意識の醸成を図ります。
(4)県・市町村等(の関係部署における多様性を尊重する共通認識醸成
宮城県	○市町村への理念啓発及び多文化共生施策の促進に向け、 <u>県内外の</u>
	<u>先進事例に関する</u> 研修会等の開催及び <u>翻訳事例集等について市</u>
	<u>町村間の</u> 情報共有を図ります。
	○少人数で多文化共生事業を行っている市町村もあることから、市
	町村間連携による取組を推進します。また、市町村訪問等を通し
	て、地域が抱える課題やニーズを明確化し、他自治体の好事例を
	紹介する等して、 <u>伴走型で支援を実施します</u> 。
市町村	○多文化共生担当部署が保健福祉、教育、共同参画社会、雇用等住
(多文化共生担当部署)	民生活に関わる部署と連携体制を強化することにより、多文化共
	生の意識向上を図ります。
県国際化協会	○これまでの活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、県内市町
	村等が行う取組に協力します。
市町村国際交流協会・	○地域に根差した多文化共生施策の実践者の立場から、県内市町村
NPO	等が行う取組に協力します。

2 多様性を活かした地域の活性化

社会経済がグローバル化していく中で、地域が直面する課題も複雑化・多様化し、これらの課題解決に当たっては、日本人県民のみならず外国人県民も含めた多様な主体による参画が求められ、これらを実現させることで、地域の活性化にも結び付いてきます。 地域を活性化させるためには、外国人県民が地域社会に支えられるとともに、地域社 <u>会を支える構成員として共に日常的に地域住民との交流を図るなど、顔の見える関係性</u>を構築していくことが求められます。

このため、民生委員等や外国人材を雇用する事業者と連携して、地域行事等への参加を促すとともに、外国人県民を支える行政、民生委員等の地域住民、NPO等の市民団体、事業者が課題を共有する機会を設け、外国人県民を含めた多様な主体による地域づくりを支援するために互いに協働するネットワーク構築に努めます。

また、来日して間もない外国人は支援対象となる方が多い一方で、地域に一定期間以上居住している外国人県民は、今後新たに本県に住む外国人や自分たちが関わる地域を支える貴重な存在です。今後、外国人を含めた地域づくりや多文化共生を担う人材の発掘・活用を目指します。

<u>外国人県民が共に生きる社会の一員として包摂されるとともに、全ての人が一緒に社会をつくっていくことの必要性や意義を共有しながら、責任ある社会の構成員としての</u> 行動を促し、共生していく「みやぎ」を目指します。

《具体的な取組内容及び役割分担》

(1)外国人県民の	地域活動への参加促進
宮城県	○事業者等と連携を図り、日本人とのコミュニケーションを通じた
	<u>本県での生活への適応力向上の一助とするため、</u> 外国人県民に対
	して、各種地域行事、防災訓練への参加を促します。
	○地域行事等の情報をデジタルも活用しながらプラットフォーム
	等を整備し、外国人県民が取得しやすい方法で発信します。
	○外国人が参画する地域の課題解決手法を調査・研究し、市町村と
	ともに事例を共有します。
市町村	○町内会・自治会等の地域住民による組織や事業者と連携を図り、
	本県での生活への適応力向上の一助とするため、外国人県民に対
	して、各種地域行事、防災訓練への参加を促します。
	○地域行事等の情報をデジタルも活用しながら外国人県民が取得
	<u>しやすい方法で発信します。</u>
県国際化協会	○これまでの活動を通して構築した外国人支援団体や在住外国人
	とのネットワークを活用し、市町村等が行う地域住民との交流、
	地域活動への参加促進に協力します。
市町村国際交流協会・	○着物の着付け体験会や料理を通じた文化交流等の多文化共生に
NPO・地域住民	関連する行事を企画・実施するとともに、その行事への外国人県

	民の参加を促し、積極的な連携に努めます。
事業者	○外国人材に対して、 日本人とのコミュニケーションを通じた日本
	での生活への適応力向上の一助とするため、各種地域行事、防災
	訓練への参加を促します。
(2) 市民団体の活	動に対する支援の充実
宮城県	○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際など
	様々な機会を捉え、外国人県民及び外国人施策に関与してきた県
	民等の参加を促します。
	○日本人県民と外国人県民の交流を促す地域活動を実施する市民
	団体に対して、各種関連団体が実施する補助制度を情報提供する
	とともに、制度活用に係る助言を行います。
	○ <u>事業者や外国人支援を行うNPO等から意見交換を実施する場を設</u>
	置し、市民団体等と連携して外国人県民に対する理解、交流を促
	進するほか、外国人県民を含めた多様な主体による地域づくりを
	<u>支援します。</u>
市町村	○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を行う際など
	様々な機会を捉え、外国人住民及び外国人施策に関与してきた住
	民等の参加を促します。
県国際化協会	○これまでの活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、基金によ
	る財源支援等を通じて市民団体が実施する多文化共生推進に係
	る活動を支援します。
市町村国際交流協会・	○地域において外国人県民の支援、国際交流の取組を企画・実施し
NPO	ます。
(3)支援人材の発	掘・育成
宮城県	○事業者や外国人支援を行う NPO 等の関係機関が意見交換を実施す
	る場を設けることにより、外国人政策等の課題を明確化し、その
	解決に必要となる人材の発掘、育成を関係機関と協力して実施し
	<u>ます。</u>
	○県の多文化共生事業の円滑な実施のため、コミュニティリーダー
	等との連携を図ります。
	○県内で研究等に従事する高度外国人材に、その専門性を活かし、
	専門人材の育成に参画する等、地域の活性化に関しても活躍の場

	を広げます。
市町村	○ともに地域づくりや多文化共生の取組を推進する外国人県民ボ
	ランティア等を発掘し、各種行事への支援を行います。
県国際化協会	○ <u>ともに地域づくりや多文化共生の取組を推進する外国人県民ボ</u>
	ランティア等を発掘し、各種行事への支援を行います。
	○事業活動において外国人県民の人材活用を進め、コミュニティリ
	ーダーを育成します。
市町村国際交流協会・	○外国人県民が、地域と繋がりを持ち地域の一員として活力ある地
NPO・地域住民	域づくりに貢献する活躍の場を広げます。

3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

日常的な生活情報や災害情報について、やさしい日本語や多言語により速やかに提供するとともに、より専門性が求められるときには通訳ボランティアの活用を推進します。自動翻訳技術やスマートフォンの普及を踏まえ、外国人向けアプリ等を開発し、効率的に外国人県民に必要な情報を多言語化で発信します。あわせて日本人県民や関係機関に対するやさしい日本語の普及啓発を行うことにより、日本人県民や国籍の異なる外国人県民同士の円滑なコミュニケーションを推進します。

これらの実施により、多言語化や通訳ボランティアの活用に加え、外国人県民の生活 の利便性を向上させるために、多文化共生施策においても、「DXによる変革みやぎ」を 積極的に推進します。

《具体的な取組内容及び役割分担》

(1)やさしい日本語	を用いた情報発信及びコミュニケーションの促進、関係機関への意識啓発
宮城県	○民生委員等に対して、 <u>やさしい日本語を用いた外国人県民の需要</u>
	<u>が高い各種支援制度の説明手法の習得や、外国人との円滑なコミ</u>
	ュニケーションを目的としたセミナーを開催します。
	○事業者に対し、 <u>やさしい日本語用いた日常生活に使われる表現に</u>
	加え、外国人に対する業務管理・指示等、就労上必要となる従業
	<u>員</u> 同士の円滑なコミュニケーションを目的としたセミナーを開
	<u>催します。</u>
	○「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等国が推奨す
	<u>るやさしい日本語の手引書や活用事例を基に、外国人県民に重要</u>

	な情報については、やさしい日本語による発信に努めます。		
	○やさしい日本語を用いた住民対応に努めます。		
	○やさしい日本語への言い換え例、様式例について市町村に情報提		
	<u>供を行います。</u>		
市町村	○民生委員や町内会・自治会等の地域住民による組織等に対し、		
	さしい日本語に係る啓発を行います。		
	○「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」等国が推奨す		
	<u>るやさしい日本語の手引書や活用事例を基に、外国人県民に重要</u>		
	な情報については、やさしい日本語による発信に努めます。		
	○やさしい日本語を用いた住民対応に努めます。		
県国際化協会	○やさしい日本語により生活情報、医療保健福祉関連情報、災害情		
	報等の提供を行うとともに、市町村等の対応を支援します。		
市町村国際交流協会・	○外国人とのコミュニケーションに際して、積極的にやさしい日本		
NPO・地域住民	<u>語を用いるよう努めます。</u>		
事業者	○外国人に対してやさしい日本語用いて業務管理・指示等を行うこ		
	とにより、従業員同士の円滑なコミュニケーションに努めます。		
(2)各種通訳ボランティアの活用			
宮城県	○特に保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、専門性を有す		
	る通訳の活用が進むよう関係機関との情報共有に努めるなど、効		
	果的な周知広報を行います。		
	○通訳ボランティアを対象とした研修会等において、国や自治体の		
	新たな制度や通知等の情報提供を行い、ボランティアのスキルフ		
	<u>ップを図ります。</u>		
市町村	○関係機関と情報共有を図りながら、通訳ボランティア等を活用し		
	た多言語対応を推進します。		
県国際化協会	○通訳ボランティアを育成し、行政機関その他の公共機関等に周知		
	を図るとともに、要請に応じて紹介します。		
	○行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。		
市町村国際交流協会・	○通訳ボランティアの育成、地域における通訳体制の整備を支援し		
NPO	ます。		
(3)多言語による	防災情報等の発信		
宮城県	○県民向け防災アプリの多言語化により、外国人に対しても迅速に		
	災害情報を発信します。		
	1		

	○市町村や出入国在留管理庁と連携し、防災ハンドブックの WEB 配			
	信を通じて、平常時の備えについて外国人県民に周知します。			
市町村	○多言語ややさしい日本語により災害情報等の提供を行います。			
	○災害時には、状況に応じ他の市町村等と連携し、情報の多言語化			
	を図ります。			
県国際化協会	○災害時には、迅速に災害情報を多言語発信します。			
	○災害時において、国際交流協会間の広域連携により市町村間や圏			
	域を越えて多言語化の体制整備を図ります。			
市町村国際交流協会・	○災害時において市町村との連携により情報の多言語化を推進し			
NPO・地域住民	ます。			
	○地域住民は、平時から防災訓練等において、外国人とのコミュニ			
	ケーションに際して、積極的にやさしい日本語を用いるよう努め			
	<u>ます。</u>			
(4)DX推進によ	る生活利便性向上			
宮城県	○在留外国人向けアプリの開発により、生活情報の多言語化、セグ			
	メント配信や必要な情報のプッシュ型配信等を検討し、生活の利			
	便性向上を図ります。			
	○頻度の高い質問に対してあらかじめ FAQ を多言語で整備し、外			
	国人県民の迅速な課題解決を図ります。			
市町村	○翻訳機等を活用し、窓口の多言語化対応を推進します。			
	○翻訳ツール等を用いてウェブサイトや各事業アプリ等の多言語			
	<u>化、利便性向上に努めます。</u>			

4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

日本語教育の推進が外国人県民の日常生活及び日本人県民との円滑な交流に必要な外国人県民への日本語学習機会の提供については、地域との交流の場ともなることから、開講地域や日時の充実化を図ります。日本語学習支援者については、支援者を増やすとともに、受講者のニーズに合わせた研修を実施する等して、さらなる学習支援者の育成やスキルアップを推進します。さらに、地理的・時間的制約により日本語学習が困難となっている学習希望者向けに、オンラインを活用した日本語学習モデルを確立し活用を促します。

また、公立日本語学校の開設を通じて、日本語学習機会の拡充及び公立の特性を活か

した日本語学習者と地域との交流、相互理解促進を図ります。

<u>外国人児童・生徒の日本語指導については、加配教員の配置、日本語コーディネーターの派遣等を継続して行うとともに、必要に応じて学校と保護者とのやりとりに通訳ボランティアを活用し円滑なコミュニケーションを図ります。</u>

これらの実施により、外国人県民の日常生活及び日本人県民との円滑な交流を図るための日本語学習環境のさらなる充実を目指します。

《具体的な取組内容及び役割分担》

《具体的な収組内容及び役割が担》		
(1)受講者に応じた日本語学習の支援及び日本語講座の充実化		
宮城県	○地域日本語講座の実施に当たっては、地域日本語教育コーディネ	
	ーターを派遣することで地域の特性や学習者及び外国人を雇用	
	する事業者のニーズの把握に努める等、講座内容の充実化とニー	
	ズに沿った日本語学習支援を行います。	
	○地域日本語教育コーディネーター数を引き上げ、日本語教育支援	
	者への助言機会を広げることで、日本語教育全体の充実を図りま	
	<u>す。</u>	
	○日本人県民に対して日本語教育の理解促進のための情報発信を	
	<u>行います。</u>	
	○外国人県民に対する日本語教育の大切さや社会的意義を周知す	
	ることで、日本語教育支援者数を増やします。	
	○やさしい日本語や外国人政策に関する研修により、日本語教育支	
	援者の育成を行うとともに、受講者のニーズに合わせた研修によ	
	り、各地域で活躍する日本語教育支援者のスキルアップを図りま	
	<u>す。</u>	
	○効果的、効率的な日本語教育体制構築のため、ICTの活用等に	
	より受講者を広域から募る等市町村間連携の取組を推進します。	
	○公立日本語学校の開設及び運営を支援します。	
市町村	○市町村国際交流協会・NPO等と連携し、日本語講座の充実を図	
	るとともに、地域の特性や学習者のニーズ等の把握に努め、ニー	
	ズに沿った日本語学習を行います。	
	○公立日本語学校の開設を通じて、地域の日本語教育体制を整備し	
	<u>ます。</u>	
県国際化協会	○外国人を取り巻く社会経済状況やニーズ合わせた日本語講座を	

	HH NU X X X	
	開催します。	
	○市町村や市民団体等が実施する日本語講座等に関する情報につ	
	いて一元化して、多言語で発信します。	
	○地域における日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育	
	成、教材の充実等を図ります。	
市町村国際交流協会・	○地域における日本語講座を開催するとともに、市町村が開催する	
NPO・地域住民	日本語講座を支援します。	
事業者	○雇用する外国人県民とその家族の日本語学習等について支援し	
	ます。	
(2)外国人児童・	生徒及びその保護者に対する支援強化	
宮城県	○外国人児童・生徒が通学する小・中学校に対して、サポーターを	
	派遣する等外国人児童・生徒の学習支援を図るとともに、必要に	
	応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習支援を行い	
	ます。	
	○外国人児童・生徒の保護者に対する支援(生活や教育に関する相	
	談対応等)についても配慮し、通訳サポーターを紹介する等関係	
	機関と連携の上、対応します。	
市町村	○外国人児童・生徒が通学する小・中学校に対して、サポーターを	
	派遣する等外国人児童・生徒の学習支援を図るとともに、必要に	
	応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習支援を行い	
	ます。	
	○外国人児童・生徒の保護者に対する支援(生活や教育に関する相	
	談対応等)についても配慮し、通訳サポーターを紹介する等関係	
	機関と連携の上、対応します。	
県国際化協会	○小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導や外国人児童・	
	生徒の保護者に対する日本語学習等の支援に協力します。	
	○学校と外国人児童・生徒の保護者とのコミュニケーションの際に	
	通訳サポーターを派遣し、互いの理解を促進します。	
市町村国際交流協会・	○ <u>外国人児童・生徒への</u> 日本語講座を開催します。	
NPO	○地域における日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育	
	成、教材の充実等を図ります。	
(3) I C T を用い	た日本語教育モデルの構築	
宮城県	○オンラインを用いた日本語教育の手法について、講座内容や効率	

	的な時間配分等教育モデルを構築し、県内市町村と共有します。	
市町村	○オンラインを用いた広域的な日本語教育を実施し、日本語学習者	
	<u>のニーズに応えます。</u>	
	○オンラインを用いた広域的な日本語教育の手法について、県が実	
	施する教育モデルの構築を支援します。	
県国際化協会	○オンラインを用いた広域的な日本語教育の手法について、県が実	
	<u>施する教育モデルの構築を支援します。</u>	
市町村国際交流協会・	○オンラインを用いた広域的な日本語教育を実施し、日本語学習者	
NPO・地域住民	のニーズに応えます。	
	○オンラインを用いた広域的な日本語教育の手法について、県が実	
	<u>施する教育モデルの構築を支援します。</u>	

5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化

外国人県民やその家族が抱える悩み・困りごとの相談先として、みやぎ外国人相談センター等の一元窓口を引き続き設置するとともに、悩みを抱える外国人県民等に対して相談センターの存在を周知するため、行政、各関係機関、事業者等が連携して積極的な広報活動を実施します。また、ライフステージごとに多様化・複雑化する相談内容に対応するために、行政書士、弁護士、税理士といった多様な職種や関係機関と協力・連携し、包括的に外国人県民や外国人県民と関わる日本人県民を支援する体制を一層強化します。

さらに、スマートフォンの普及等を踏まえ、アプリ等による多言語での生活情報の提供や、FAQの公表等といった外国人県民にとって利便性の高い生活支援の方法について検討します。

これらの実施により、外国人が「みやぎ」で暮らしていく際に、ライフステージに応じた適切な行政サービスを享受できる体制を整えます。

《具体的な取組内容及び役割分担》

(1) 相談体制等の強化に向けた関係機関の連携、相談技術の向上等による支援体制強化	
宮城県	○外国人県民の相談窓口 <u>については、包括連携協定を締結している</u>
	企業、中小企業団体中央会・商工会議所といった事業者組織及び
	地域コミュニティ等と協力することにより周知を強化し、相談を
	<u>必要とする外国人が窓口を適切に利用できるようにします。</u>

	○県、市町村の各担当部署、弁護士、行政書士等の専門家と適切な	
	情報提供及び共有を行うことで、外国人からの相談に迅速に対応	
	できるよう相互連携を促進し支援体制を強化します。 <u>あわせて、</u>	
	各圏域で各専門家が一度に相談できる合同相談会等の実施を検	
	<u>討します。</u>	
	○市町村職員に対して、相談技術など対応力の向上を図るための研	
	修等を実施します。	
	○外国語対応可能な医療機関の検索サイト等の情報を積極的に周	
	<u>知します。</u>	
市町村	○住民からの相談に対応する部署において、相談技術など対応力の	
	向上を図るとともに、 <u>多言語に対応した相談体制を整備します。</u>	
県国際化協会	○相談対応者が外国人県民からの相談に関し理解を深め、迅速かつ	
	きめ細やかな対応を行えるよう、社会経済状況に合わせた研修会	
	や勉強会の開催・情報共有を通じ、相談技術など対応力の向上を	
	図ります。	
	○外国人に対して受験・進学といった情報を積極的に提供します。	
市町村国際交流協会・	○外国人県民やその家族からの相談に対応するとともに、他の機関	
NPO・地域住民	が行う相談対応を支援します。	
事業者	○雇用する外国人県民とその家族に対して、相談体制を整備するほ	
	か、行政の相談窓口等を案内します。	
(2)医療、出産、	子育て等の支援に係る関係機関との連携等を通した支援体制強化	
宮城県	○出産、子育て等に関する相談を受けた際に、相談センターが相談	
	者の実情を適切に把握し、各関係機関、専門機関と連携した上で、	
	円滑に相談者と関係機関との調整を行います。	
	○特に保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、専門性を有す	
	る通訳の活用が進むよう情報提供を行います。	
	○ <u>市町村等が行う出産、子育て等に関する多言語による情報発信を</u>	
	<u>支援します。</u>	
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
	知します。【再掲】	
市町村	○出産、子育てに関する相談に対して、関係部署が連携し、必要な	
	 情報の提供やきめ細やかな対応を図ります。	
県国際化協会	○外国人県民に対して、出産、子育て、進路等について、多言語に	

	よる情報発信に努めるとともに、通訳サポーター等を活用し適切		
	<u>に各種サービスを享受できる体制を構築します。</u>		
市町村国際交流協会・	○地域における子育て支援等に関し取組を実施するとともに、他の		
NPO	機関が行う取組に協力します。		
(3)DX推進によ) D X 推進による利便性向上【再掲】		
宮城県	○在留外国人向けアプリの開発により、生活情報の集約、多言語化、		
	セグメント配信等を推進し生活利便性の向上を図ります。		
	○頻度の高い質問に対して FAQ を整備し、外国人県民の課題解決		
	<u>へ貢献します。</u>		
市町村 ○翻訳機等を活用し、窓口の多言語化対応を推進します。			
	○翻訳ツール等を用いてウェブサイトや各事業アプリ等の多言語		
	化、利便性向上に努めます。		

6 就労支援の促進

外国人県民のより一層の活躍を促進していくため、外国人県民に対しては就業に関する情報提供や就労支援、業務に必要となる日本語能力の習得支援を推進するとともに、事業者に対しては外国人材の雇用に関する情報提供や、従業員に向けた多文化共生の理念啓発を通じて外国人材が活躍しやすい体制整備を図ります。あわせて、インターンシップ等による外国人材と事業者との相互理解の機会創出を推進します。

特に県内企業に勤務する高度人材や大学に在籍する留学生については、その専門性を 活かし、専門人材の育成に参画する等、地域の活性化に関しても活躍の場を広げます。 あわせて、県内で就労する外国人材については、安心して県内で暮らしていけるよう な環境を整えるとともに、外国人材が積極的に地域との交流を促進していくような地域 づくりを促します。

さらに、国の動き等を踏まえながら、外国人材が長期にわたって県内でその能力を発揮するために、事業者及び関係機関と連携し、外国人材及びその家族等が暮らしやすい環境整備し、「みやぎ」で能力を発揮したいと望む外国人との共生に努め、外国人に選ばれる「みやぎ」を目指します。

《具体的な取組内容及び役割分担》

(1) 事業者に対する外国人材の受入れに係る支援の充実		
宮城県	○外国人を取り巻く制度や諸外国の文化等についての情報提供や	
	実践的なセミナー開催等により雇用促進に向けた啓発を行いま	
	す。	
	○外国人県民の雇用に関して、先進的な取組を行っている企業をモ	
	デル企業として選定し取組を紹介することで、外国人を雇用した	
	ことのない企業の外国人雇用の契機とします。	
	○ <u>中長期インターンシップや企業訪問ツアー等を支援し、事業者と</u>	
	外国人材の相互理解を促進し、外国人材の活躍の場を広げます。	
	〇中小企業団体中央会、商工会議所といった事業者組織と連携し、	
	各業界の事業者に対し、外国人材の人権・労務問題等に関して <u>啓</u>	
	発を実施します。	
市町村	○地域内の事業者に対し、雇用促進に向けた理念啓発や情報提供を	
	行います。	
	○地域内の事業者からの外国人雇用に関する相談に応じます。	
県国際化協会	○外国人材等のために実施する地域住民と外国人材の交流事業や	
	日本語講座等の取組について、デジタルも活用しながら事業者に	
	情報提供を行い、その取組への外国人材の参加を促します。	
	○事業者からの相談に対し、実情を適切に把握し、必要に応じて各	
	関係機関と情報共有した上で、事業者と関係機関を繋ぎます。	
市町村国際交流協会・	○外国人材等のために実施する地域住民と外国人材の交流事業や	
NPO	日本語講座等の取組について、デジタルも活用しながら事業者に	
	情報提供を行い、その取組への外国人材の参加を促します。	
(2) 外国人材に対	する県内定着に係る支援の充実	
宮城県	○関係機関等との連携を強化するとともに、外国人県民に対し、就	
	職支援等、就労定着のための情報提供を行います。	
	○外国人が参加しやすいような中長期インターンシップや企業訪	
	問ツアー等を支援し、事業者と外国人材の相互理解を促進し、外	
	国人材の活躍の場を広げます。	
	○県内で研究等に従事する高度外国人材に、その専門性を活かし、	
	専門人材の育成に参画する等、地域の活性化に関しても活躍の場	

	を広げます。【再掲】	
	○外国人材が安心して県内で暮らしていけるような環境を整える	
	とともに、外国人材が積極的に地域との交流を促進していくよう	
	な地域づくりを促します。	
	○外国人に選ばれる「みやぎ」をめざすため、暮らしやすさ等の魅	
	力発信を多言語で行います。	
市町村	○関係機関と連携し、就労支援や日本語学習等に関し外国人県民に	
	情報提供します。	
県国際化協会	○県が就職支援等に関し情報を外国人県民に提供する際に協力し	
	ます。	
市町村国際交流協会・	○県が就職支援等に関し情報を外国人県民に提供する際に協力し	
NPO	ます。	
事業者	○外国人材に対する不当な扱いをせず、外国人県民の雇用に関し情	
	報収集等に努めます。	
	○外国人材への相談体制を整備するとともに、キャリアアップや日	
	本語学習のサポートを推進します。	

7 各施策の評価指標

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた以下の評価指標により評価します。

- 1 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成
- 2 多様性を活かした地域の活性化

<u>項 目</u>	<u>令和 4 年度</u>	<u>令和 10 年度</u>
多文化共生に係る研修会・ イベントの実施回数	22 回	<u>165回</u> <u>(令和6年度から10年度の</u> 累計)

3 活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

<u>項 目</u>	<u>令和 4 年度</u>	<u>令和 10 年度</u>
<u>外国人向け</u> アプリリリース	仕様検討	<u>3 本リリース</u>

4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

<u>項</u> 目	<u>令和 4 年度</u>	<u>令和 10 年度</u>
日本語講座の空白地域	13 市町村	<u>0 市町村</u>

5 ライフステージに応じた生活支援の体制強化

項 目	令和4年度	<u>令和 10 年度</u>
<u>外国人相談対応体制を整備</u> <u>している市町村数</u>	<u>15 市町村</u>	<u>35 市町村</u>

6 就労支援の促進

項目	<u>令和4年度</u>	<u>令和 10 年度</u>
(i)外国人雇用者数	14,778 人	22,000 人
(ii)外国人労働者に係る セミナー研修会等に参加 した事業所数	697 事業 <u>所</u> (実績値)	1,500 事業所 (令和6年度から10年度の <u>累計)</u>

第5 計画推進のために

1 計画の進行管理

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた評価指標により評価します。 また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、実施した取組について毎年度県議会に報告します。

本計画の対象期間は5年間ですが、この間に社会経済情勢が著しく変化した場合等は 柔軟に対処し、必要に応じて見直しを行います。

2 関係機関等の役割

(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、県国際化協会、<u>事業者</u>その他の関係機関が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要となります。主な役割は以下のとおりです。

① 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の理念を十分に理解し、職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野において、 <u>多様性を受け入れる姿勢を持ち、</u>多文化共生を推進するよう努めます。また、多文化共生に向けた取組に積極的に参加するとともに、<u>外国人県民も取組の主体として地域づくりに貢献します。</u>

② 市町村の役割

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な提供や<u>相</u> <u>談窓口での適切な対応</u>、日本語・日本の生活習慣等に関し学習支援など生活に密着 した支援を主体的に行います。<u>多文化共生施策の企画に当たっては、各地域の外国</u> <u>人県民のニーズ把握に努め、ニーズに沿った施策を実施します。</u>また、地域におい て多文化共生に関し一層の理念啓発を継続的に行うとともに、中長期的に地域内の 関係機関と連携した取組や外国人県民の人材育成・活用を行います。

③ 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、全県的な理念の啓発や情報提

供、広域的な課題への対応、先進分野に関する取組等、市町村による実施が難しい 分野に取り組みます。<u>そのために、事業者やNPO等と積極的にネットワーク構築</u> <u>を行い、外国人県民のニーズの把握に努めます。</u>

また、市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組等について、地域の実情を踏まえ、的確な支援を行うとともに、関係機関の調整を図りながら県全体の多文化 共生を推進するための体制を強化します。

④ 県国際化協会の役割

県国際化協会は、これまでの活動実績等を踏まえ、多文化共生の推進に関し取組 を継続するとともに、構築したネットワークの活用やその提供等を行います。ま た、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援 や多文化共生の推進を担う人材の育成等を行います。

⑤ 市町村国際交流協会・NPO等の役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績や小規模機関の柔軟性等を生かし、市町村、関係機関と連携の上、地域に密着しながらよりきめ細やかな取組を行います。

⑥ 教育機関の役割

学校教育・社会教育においては、学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに、<u>その家庭環境へも配慮し適切に支援します。</u>多文化共生に関し意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し、学校現場と教育委員会や地域の関係機関と更なる連携を進め、<u>児童・生徒が充実した生活を送れるよう</u>取組を実施します。

⑦ 事業者の役割

今後も外国人材の増加が見込まれる状況等を踏まえ、事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うことになります。そのため、多文化共生の理念について一層の理解を進め、<u>従業員に対して多文化共生の理念普及に努めます</u>。各々の事業活動において、県や市町村が実施する多文化共生の推進に関し、<u>課題を共有</u>し課題解決に協力します。

(2) 多文化共生の推進に向けた連携・協働の強化

① 行政機関内部の連携

県や市町村における多文化共生の推進に向けた施策は、多文化共生担当部署が中心となって取り組みますが、多岐にわたる課題の解決のため、特に住民に身近な医療、出産、子育てといった関係部署と適切に連携・協働し、包括的に外国人県民への支援に取り組みます。

② 行政機関相互の連携

外国人県民の置かれている状況やニーズは地域により様々ですが、市町村間で共通する課題の解決に当たっては、他市町村と連携し取り組みます。<u>また、行政事務</u>の効率化を図るため、先進的な事例については積極的に情報共有を行います。

また、包括的な取組を行うため、県と市町村においても、医療保健福祉、教育、 共同参画社会、雇用等の関連部署による相互の連携・協働を強化します。

③ 事業者と行政機関の連携

今後、ますます外国人労働者及びその家族が増加する見込みであることから、事業者と行政機関が連携して外国人県民の生活を支えていくことが重要です。事業者と行政機関とが連携し、積極的に課題の共有を図ることにより包括的な外国人県民の支援体制を整備します。

3 推進体制の強化

本計画の対象期間である5年間においては、各関係機関における機能や役割を補完し合うなど連携を強化します。特に、今後は外国人労働者がますます増加することが見込まれることから、事業者との密な連携・協力が必要不可欠です。各関係機関がそれぞれの取組および課題を共有できる関係性を構築することにより、お互いを補完し包括的に外国人県民が暮らしやすい「みやぎ」の実現を目指します。

市町村は地域に密着した住民サービスの主体として、市町村国際交流協会・NPOと連携して外国人住民を支援する体制整備を図ります。また、県と県国際化協会は、ともに連携して全県的な多文化共生理念の啓発を図るとともに、市町村、市町村国際交流協会・NPOの取組を支援しながら、事業者組織等と連携して外国人労働者に対する取組をより充実させます。なお、取組に当たっては、適切に国、弁護士や行政書士といった専門機関に助言を仰ぎます。

<u>このように、関係機関とのネットワーク構築により体制を強化し、多文化共生の更</u>なる推進を目指します。

また、条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進審議会」が県内における 多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。